

一般社団法人日本鉱物科学会役員選出内規

(趣旨)

- この内規は、一般社団法人日本鉱物科学会の会長（代表理事）・副会長（代表理事）候補者、理事および監事候補者の選挙手続きなどを規定する。
但し、会長・副会長、理事および監事は、下記定款に従って選定される。
定款抜粋（役員の選任）
第 20 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(選挙公示と選挙時期)

- 第 1 項に規定する会長・副会長候補者、理事および監事候補者の選挙に関する事項は当学会 HP や学会誌に選挙月の 3 か月前までに公示する。選挙は隔年 6 月に行い、その執行・管理は選挙管理委員会が行う。

(選挙管理委員会)

- (1) 選挙管理委員会は 3 名以上の正会員、名誉会員によって構成される。
(2) その委員は選挙実施前年の定例理事会において選出され、会長により委嘱される。
(3) 現職の理事、監事は選挙管理委員になることはできない。
(4) 委員の任期は選出された日から選挙実施年の定例社員総会終了時までとする。
(5) 選挙管理委員が理事候補者となった場合、委員を辞退する。
(6) 選挙管理委員に欠員が生じた場合には理事会が直ちに欠員を補充する。
(7) 選挙管理委員は候補者を推薦することができない。

(選挙権及び被選挙権)

- (1) 選挙実施年の 3 月 31 日現在において会員名簿原簿に記載されている正会員、名誉会員は、次期の会長・副会長候補者、理事および監事候補者選挙の被選挙権を有する。
(2) 選挙実施年の第 2 回定例理事会で承認された正会員、名誉会員は選挙権を有する。

(会長・副会長候補者推薦委員会及び会長・副会長候補者推薦方法)

- (1) 次期会長・副会長候補者の推薦を目的とした会長・副会長候補者推薦委員会を設ける。
この委員会は 5 名の委員によって構成され、委員は理事が正会員、名誉会員の中から委員候補者を選挙で選定して、会長が委嘱する。委員の任期は選出された日から選挙実施年度の定例社員総会終了時までとする。委員長は委員による互選とし、理事会に報告、会長がこれを委嘱する。
(2) 正会員、名誉会員は 5 名以上により会長・副会長適任者を会長・副会長候補者推薦委員会に推薦することができる。
(3) 会長・副会長候補者推薦委員会は、被選挙権を有する正会員、名誉会員の中から、本人の承諾を得て、1 名以上を次期会長候補者および 1 名以上を副会長候補者として選定する。
(4) 会長・副会長候補者推薦委員会は、上記の次期会長・副会長候補者を、選挙実施年の 4 月 20 日まで選挙管理委員会に書面で届け出なければならない。
(5) 次期会長・副会長候補者は同時に理事候補者ともなる。

(理事候補者推薦方法)

- 理事候補者は正会員、名誉会員 3 名以上により、本人の承諾を得て、選挙実施年の 4 月 20 日までに選挙管理委員会に推薦された者とする。

(監事候補者推薦方法)

- 監事候補者は正会員、名誉会員 5 名以上により、本人の承諾を得て、選挙実施年の 4 月 20 日までに選挙管理委員会に推薦された者とする。

(候補者名簿)

- 選挙管理委員会は候補者名簿を作成し、投票期間初日の 30 日前まで学会 HP に公示する。

(投票方法)

- 投票は WEB 投票と郵送による投票とし、いずれも投票期間は 6 月中とする。
(1) WEB 投票とは、指定の投票 WEB サイトから電子メールで選挙管理委員会に投票が送信されることをいう。
(2) 郵送による投票は、会員名簿原簿に電子メールアドレスが未登録の者で、上記 4 項の会員に限り、6 月に配布される投票用紙で郵送投票することをいう。

(WEB 投票)

- (1) 選挙管理委員会は、指定の WEB サイトに会長・副会長候補者、理事および監事候補者の氏名、所属、研究分野を明記した投票画面を登載する。
(2) 会員名簿原簿に電子メールアドレスが登録されている上記 4 項の会員は、画面の説明に従い投票するこ

と。

- (3) WEB投票は次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。
 - (a) 指定のWEBサイトからの投票であること。
 - (b) WEB投票画面に必須入力氏名、住所、電子メールアドレスが入力されていること。
 - (c) 会長・副会長候補者の意向投票は単記、理事候補者と監事候補者に対しては規定数以内の連記
 - (d) 必須入力以外の文字や記号を入力しないこと。
 - (e) 投票締め切り日まで投票電子メールが選挙管理委員会に届いたものであること。

(郵送による投票)

11. (1) 選挙管理委員会は、会長・副会長候補者、理事および監事候補者の氏名、所属、研究分野を明記した本会印のある投票用紙と投票用返信用封筒を上記4項記載の該当者に配布する。
 - (2) 次の条項のすべてを満たしたものを有効と認める。
 - (a) 郵送された規定の投票用紙であること。
 - (b) 選挙管理委員会行返信用封筒に住所、氏名が記入されていること。
 - (c) 会長・副会長候補者の意向投票は単記、理事候補者と監事候補者に対しては規定数以内の連記であること。
 - (d) 必要以外の文字や記号などを記入していないこと。
 - (e) 投票締め切り日までに選挙管理委員会が受け取ったものであること。

(開票)

12. 選挙管理委員会は投票締め切り後、速やかに、選挙管理委員会が委嘱した若干名の正会員、名誉会員の立ち会いの下に開票を行う。

(候補者の決定)

13. (1) 会長候補者は有効得票数の最も多い者を当選者として選出する。なお、開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を、候補者が1名の場合には、有効投票数の過半数とする。
 - (2) 副会長候補者は有効得票数の最も多い者1名を当選者として選出する。なお、開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を候補者とする。候補者が1名の場合には、有効投票数の過半数とする。
 - (3) 理事候補者は有効得票数の多い者の順に会長・副会長の候補者を含めて22名を満たすまで選ぶ。開票の結果、同一得票を生じた場合には、先ず女性、次に年少者を当選者として優先する。
 - (4) 監事候補者は有効得票数の最も多い者1名を当選者として選出する。なお、開票の結果、得票数が同じ場合は年長者を、候補者が1名の場合には、有効投票数の過半数とする。

(選挙結果の公示)

14. 選挙管理委員会は、選挙結果をホームページ等により会員に公示する。

(次点者)

15. (1) 理事または監事候補者選挙の次点者は、総会で理事または監事の補欠候補者として順位を付して議決するものとする。
 - (2) 理事または監事に欠員が生じた場合、理事または監事の補欠候補者の上位者より順に理事または監事として補充する。但し、補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の満了する時までとする。
16. この選挙内規の改正は理事会の議決によって行う。
17. 本内規は、平成29年8月12日改正より施行する。
平成29年9月12日改正。